# 入札説明書

# (茅ヶ崎市各小中学校GIGAスクール端末等の売払い(単価契約)

# 募集要項)

# 1 はじめに

~茅ヶ崎市各小中学校GIGAスクール端末等の売払い業務にあたって~ 茅ヶ崎市各小中学校GIGAスクール端末等の売払いを以下のとおり募集します。

本市では、GIGAスクール端末等の売払い業務の事業者を一般競争入札によって選定し、 金属資源の適正な再使用・再資源化の推進と個人情報を含む端末の適切な処分をするも のです。

当該募集に参加される方は、募集要項及び仕様書の各事項を確認の上、参加してください。

# 2 売払い対象端末等

今回の売払い物件は、別表1「入札物件一覧」のとおりです。

## 3 入札参加資格

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たすことが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 茅ヶ崎市指名停止等措置基準(平成12年2月1日施行)に基づく指名停止期間中 の者でないこと。
- (3) この公告の日に、茅ヶ崎市に納付すべき税の納付義務を有する者にあっては、これらの滞納がない者であること。
- (4) 茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当しない者(「暴力団」・「暴力団員」・「暴力団員等」・「暴力団経営支配法人等」に該当しない者)及び同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人、その他の団体にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。)に該当しない者。
- (5) 公告日から引き続き、受託者(以下「買主」という。)は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。)第10条第3項の認定(使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、神奈川県を含んでいるものに限る。)を受けていること。又は資源の有効な促進に関する法律(平成3年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。)に基づく製造事業者等(製造事業者でない場合は Apple Japan 合同会社の正規ディスト

リビューター)であること。なお、一般競争入札参加申込時に認定を受けていること を証する書類等を提出すること。

(6) G I G A スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、買主が仕様書項番3に定める認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績(前年度の処分実績が、本件処分台数を上回ること)を十分に有していること。なお、一般競争入札参加申込書提出時には認定計画に基づく前年度の処分実績を示す書類を提出すること。

## 4 一般競争入札参加申込書等の提出

入札参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書等を提出しなければなりません。期限までに申込書等を提出しない者は、本入札に参加することができません。提出のあった書類を基に参加資格を確認します。

参加資格確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書により、今般の競争入札参加資格の有無について通知します。なお、資格がないと認めた場合、その理由を付して通知します。

(1) 入札説明書に関する質問

ア 提出書類 入札説明書に関する質問

イ 提出方法 持参、ファクシミリ又は電子メール

なお、ファクシミリ又は電子メール提出した場合は、必ず電話 (0467-81-7116) で、送信されたことを連絡してください。

- ウ 提出場所 茅ヶ崎市経営総務部資産経営課資産経営担当
- エ 提出期間 本件公告日から令和7年10月15日(水)まで(持参の場合、土曜 日、日曜日及び祝祭日を除く。)
- オ 提出時間 午前9時から午後5時まで(持参の場合、正午から午後1時までを除く。)
- (2) 入札説明書に関する質問の回答

令和7年10月16日(木)午後5時までに市ホームページに掲載します。

(3) 一般競争入札参加申込書類の提出期間

期間:本件公告日から 令和7年10月20日(月)まで(土曜日、日曜日及び 祝祭日を除く。)

時間:いずれの日も午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(4) 一般競争入札参加申込書類の提出方法及び提出場所

茅ヶ崎市が作成する一般競争入札参加申込書に必要事項を記入し、茅ヶ崎市経営総務部資産経営課(茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所本庁舎5階)まで持参してください。なお、郵送、電話、ファクシミリ及び電子メールなどによる受付はいたしません。

- (5)提出書類
- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 現在事項証明書又は代表者事項証明書(発行日から3か月以内のもの)
- ウ 印鑑証明書(発行日から3か月以内のもの)
- エ 茅ヶ崎市に納付すべき税の納付義務を有する者にあっては、市民税の納期限が到 来している直近の納税証明書又は領収証書の写し
- オ 入札保証金納付申込書【入札保証金の納付が必要な者に限る】
- カ <u>入札保証金の納付が必要ないことを証する書類(※)</u>【**入札保証金の納付が必要ない者(「5 入札保証金」(1)ア・イに該当する者)に限る**】
  - ※「5 入札保証金」(1)アに該当する者:契約書の写し
    - 「5 入札保証金」(1) イに該当する者:実績を証する契約書の写し
- キ 入札の参加資格があることを証する書類等
- (6) 参加資格確認結果の通知 令和7年10月21日(火)に電子メールにより通知します。 なお、本書については、同日郵送します。
- (7) 無資格理由に関する質問の提出
- ア 提出書類 質疑応答書 1部
- イ 提出方法 持参
- ウ 提出場所 茅ヶ崎市経営総務部資産経営課資産経営担当 (茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市役所本庁舎5階)
- エ 提出期間 令和7年10月22日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)
- オ 提出時間 午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)
- (8) 無資格に関する質問の回答 令和7年10月23日(水)までに電子メールにより回答します。 なお、本書については、同日郵送します。

#### 5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、<u>別表1に示す予定価格5,500円に処分予定台数</u> 18,402台を乗じた金額に100分の5を乗じた5,060,550円を入札 保証金として入札前に茅ヶ崎市に納付しなければなりません。ただし、次のいずれ かに該当する場合は、入札保証金を免除します。
  - ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に茅ヶ崎市を被保険者とする入札保 証保険契約を締結したとき。
  - イ 入札に参加しようとする者で、この公告の目前5年の間に国(法律により特別の設立行為をもって設立された公団等を含む。)又は地方公共団体と種類を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2)入札保証金の納付が必要な場合の納入通知書は、入札参加の申込み受付時に入札保 証金納付申込書の提出と引き換えに交付します。入札日の受付前までに指定金融 機関等で納付してください。
- (3) 入札保証金の納付確認は、入札保証金納付書の領収書(以下「領収書」という。) にある領収印をもって行いますので、入札受付の際、領収書を提示するとともに<u>写</u>しを提出していただきます。
- (4) 落札者が納付した入札保証金は、落札者からの申し出により契約保証金に充当できます。
- (5) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後、所定の手続きを行った後に 還付します。還付は入札保証金返還請求書により指定された口座に振り込みます。
- (6) 入札保証金には、利子は付しません。

## 6 入札書記載金額

本件は、別表1「入札物件一覧」に記載の予定数量1単位あたりの契約単価を定めることによる単価契約となります。入札書に記載する金額は、一台あたりの金額とし、入札書に記載された金額に1.1を乗じた金額をもって契約金額とします。

# 7 入札

- (1)入札は所定の入札書を使用します。
- (2) 入札書には、黒色のボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明 に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお 金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- (4) 金額はアラビア数字を使用してください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 代理人が入札を行う場合には、所定の委任状を入札執行前に提出してください。
- (7) 入札参加申込時に必要な書類について、虚偽の記載をした者が行った入札は無効と します。
- (8) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とします。 (茅ヶ崎市契約規則第9条関係)
  - ア 入札参加資格のない者が行った入札
  - イ 入札の前に入札保証金を納付していない者の入札(入札保証金の納付が免除となる者は除く)
  - ウ 入札書記載の金額その他が不明確な入札
  - エ 同一事項に対して2通以上行った入札
  - オ 他の入札人の代理人又は数人が共同して行った入札

- カ 入札書に記名押印しないで行った入札
- キ 委任状を提出しない入札代理人が行った入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札参加者の事前公表は行いません。

## 8 入札の基本事項

- (1) 入札参加申込をされた方は、(5) 入札日時(6) 入札場所に記載する日時及び場所において入札書を提出していただきます。この入札に参加されない場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、郵送、ファクシミリ及び電子メールなどでの提出は受付いたしません。
- (2)入札書を(5)入札日時(6)入札場所で開札し、売却物件に対し、本市が定める 予定価格以上の金額をもって有効な入札を行った者のうち、最も高い金額を提示した 者を落札者とします。なお、最高金額で入札した者が辞退した場合は、次点の者を落 札者とします。 また、最高金額の入札が2者以上ある場合は、「くじ」により決定 します。その際、同価入札した者は全て「くじ」を引かなければならず、「くじ」を 辞退することはできません。
- (3) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものと します。
- (4) 入札の結果、落札者がいない場合は、直ちにその場で再度入札を行います。
- (5) 入札日時 令和7年10月24日(金)午後1時30分(受付は、午後1時15分から行いま す。)
- (6) 入札場所

茅ヶ崎市役所 本庁舎5階 入札室 (茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号)

- (7)入札時に持参する書類
  - ア 一般競争入札参加資格確認結果通知書
  - イ 入札書
  - ウ 委任状 (代理人の方が入札される場合)
  - 工 印鑑

入札者は、印鑑をお持ちください。代理人が入札する場合は、委任者本人の印鑑の持参は必要ありませんが、代理人は委任状に押印したご自分の印鑑を持参してください。

- オ 入札保証金納付書の領収書及びその写し(入札保証金の納付が必要な場合) ※当日、領収書の原本を確認のうえ、写しを提出していただきます。
- カ 入札保証金返還請求書(落札できなかった場合)
- キ 身分を確認できるもの(運転免許証等)
- ク 筆記用具 (ボールペン又は万年筆)

(8) 入札結果については、落札者の決定後、落札者名及び入札参加者数等を公表します。

## 9 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由 があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

#### 10 仮契約及び本契約の締結

- (1) 落札日から7日以内に仮契約を締結します。仮契約締結後、本件は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、茅ヶ崎市議会の議決を得たときに、本契約として成立します。(令和7年12月下旬を予定。)
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とします。
- (3)契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負いません。

#### 11 仮契約保証金

- (1) 落札者は、契約の履行保証として金銭的保証を付するものとし、契約単価に処分予 定台数18,402台を乗じた金額に100分の10を乗じた金額以上を仮契約保 証金として、契約前に市の指定する口座に納付しなければなりません。ただし、次 の各号のいずれかに該当する場合は、仮契約保証金を免除します。
  - ア 落札した者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した とき。
  - イ 落札した者で、この公告の日前5年の間に国(法律により特別の設立行為をもって 設立された公団等を含む。)又は地方公共団体と種類を同じくする契約を1回以上締 結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこと となるおそれがないと認められるとき。
- (2)入札保証金を仮契約保証金に充当することができますので、仮契約日までに仮契約保証金との差額を納付してください。
- (3) 仮契約保証金は、契約者が契約金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、市に帰属することになります。
- (4) 仮契約が本契約として成立したと同時に仮契約保証金は契約保証金となります。

#### 12 売買代金の支払い方法

売買代金の支払い方法は、次の2通りの方法があります。いずれの方法によるかは落札 後にお申し出下さい。

(1) 市の指定した期間に売買代金全額入金する方法

仕様書 項番6で指定した期間に売買代金全額を市の発行する納入通知書により納付して下さい。

- (2) 仮契約日までに、契約単価に処分予定台数18,402台を乗じた金額に100分の10を乗じた金額以上の仮契約保証金を市の発行する納入通知書により納付し、 売買代金と仮契約保証金との差額を売買契約締結日から市の指定した期間に市の発 行する納入通知書により納付する方法
  - ア 入札保証金を仮契約保証金に充当することができますので、仮契約締結日までに 仮契約保証金との差額を市の発行する納入通知書により納付して下さい。

# 13 所有権の移転

売買代金が完納されたときに、売却物件の所有権が移転することとします。

## 14 問合せ先

- (1) iPad・仕様書に関するお問い合わせ先 茅ヶ崎市教育委員会教育総務部学校教育指導課 住所〒253-8686茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 電話番号0467-81-7224 ファクシミリ番号0467-58-4265 電子メール kyoushidou@city.chigasaki.kanagawa.jp
- (2)入札・契約手続きに関するお問い合わせ先 茅ヶ崎市経営総務部資産経営課資産経営担当 住所〒253-8686茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 電話番号 0467-81-7116 ファクシミリ番号 0467-87-8118
  電子メール shisankeiei@city.chigasaki.kanagawa.jp

以上